

令和6年5月24日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 日管株式会社
業者の住所 : 静岡県浜松市中央区池町220-4
- 指名停止措置期間 : 令和6年5月24日から令和6年8月23日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
日管(株)の元取締役が、令和2年5月から6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、令和2年6月から8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事などの3件の工事の一般競争入札を巡り、同区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。これらの事実が報道等により明らかになったものである。
- 指名停止措置理由
有資格業者である日管(株)の元取締役が公契約関係競売等妨害を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長 橋本 俊也	電話番号 (052) 953-8138
	課長補佐 岡崎 友紀	